

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 6 月 17 日

「案件名:ウズベキスタン日本人材開発センター・ビジネス人材育成・交流機能強化プロジェクトフェーズ 2 」

(公示日:2021 年 6 月 2 日/調達管理番号:21a00267)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P2. 第 1 章、3(4) 契約履行期間 P16. 第 3 章、第 3 条(2) プロジェクト実施期間	契約履行期間 2021 年 8 月～2025 年 12 月は、業務実施契約書の締結期間で、プロジェクト実施期間 2021 年 12 月～2025 年 11 月はフェーズ 2 の期間であるため、2021 年 8 月～11 月は、現行フェーズが並行して実施されているという理解で合っているか。	ご理解の通りです。フェーズ 2 開始後にビジネスコースを切れ目なく実施するため、受講生の募集を含む準備期間を考慮し、現行フェーズと一部並行する契約履行期間としております。
2	P5. 第 1 章、7(6) 2)別見積り	c)安全対策経費には、コロナ対応費(PCR 検査等)も計上するのか。	計上いただくことは可能です。内容については契約交渉時に確認させていただきます。なお、備考欄にコロナ対策費とご記載ください。
3	同上	e)本邦研修に係る経費で、ネットワーキングイベントに係る業務を再委託することは可能か。	再委託は可能です。
4	P18. 第 3 章、第 3 条(7) 対象地域	その他主要都市は、どの都市を想定されているのか。	フェルガナ、アンディジャン、ナマンガン、サマルカンド、ヒバ、ヌクス等は候補地として考えられます。
5	P20. 第 3 章、第 6 条(8) 本業務実施契約の範囲について	現地講師研修通訳費というのは、下記の費用と考えて良いか。これ以外にも想定される通訳費があるのか。	ご理解の通りです。他に想定している通訳費はありません。

		<p>①新たな講師を起用する時に必要に応じて模擬授業等を行う時の通訳費</p> <p>②現地講師育成で、実際に現地講師の講義をオブザーブする時の通訳費</p>	
6	同上	オンライン講義のシステム使用料というのは、どのような費用なのか。	オンラインで講義を行うための、Zoom や Teams などの使用料を想定しております。
7	P21. 第3章、第7条(3) 品質管理について	「日本人担当コース以外についても講義資料の確認等を通じて品質管理を行う。」とあるが、現地講師の講義資料はロシア語であるため、内容の確認を行うことができない。ここでいう品質管理とは、どのような内容のことなのか。	品質管理の具体的な業務としては、カリキュラムまたはテーマ、具体的講義内容についての助言、現地講師との打合せや、場合によって現地講師による講義への立会いを通じた、講義内容や指導方法に対するアドバイスなどを想定しております(P.22 各コースにおける具体的な業務内容に記載の業務が該当します)。
8	P21. 第3章、第7条(3) 研修の実施方法について	「現地での対面形式による研修を基本としつつ、オンラインの利点を活用しやすい地方でのセミナーなど、戦略的にオンラインで研修を実施する可能性についても検討する。」とあるが、オンラインで使用するコンテンツは UJC で開発することを前提としているか。もしくは、各日本センターで共通的に利用でき UJC だけでは開発が困難なものについては、UJC より JICA 本部に対して開発を依頼できるか。	<p>オンラインでの研修については以下2つの方法があると考えております。①オンラインで講師が遠隔で講義を行う、ライブ形式。②予め作成したコンテンツを受講生が視聴し学習する、オンデマンド形式。②については、現行フェーズに日本センター共通で本部が開発しているコンテンツ(「(5)現地講師育成研修の実施」に記載のカイゼン、経営管理、生産管理、人材管理など)に加え、UJC で独自のコンテンツを開発することも可能です。一方で、本プロジェクトにて、各日本センター共通のコンテンツを本部で作成することは想定しておりません。</p> <p>なお、UJC のオンライン研修の方針、内容については、「(7) E-learning 事業の企画・実施」での調査を踏まえ、検討していくことを想定しております。</p>
9	P22.第3章、第7条(3) 模擬授業等について	「UJC が新たなテーマの採用を新たな講師を起用する際には、必要に応じて、模擬授業等を行うことにより、質を確保	現地講師と日本人講師の両方が対象となります。

		する」とあるが、これは現地講師と日本人講師の両方が対象となるのか	
10	P23.第3章、第7条(3) 教材・指導要領について	主要3教科以外に、マーケティングや財務戦略の教材・指導要領を作成するとあるが、他日本センターでも使用することを想定しているのか。財務分野は国によって制度が異なるため、標準化が難しい科目と思われる。	UJCのみでの使用を想定しております。
11	P24.第3章、第7条(4) 本邦研修について	2021年度の対象者分とは、2021年度に実施する経営塾生を対象とした本邦研修を1本、ということであるが、実施時期はいつを想定しているか？	コロナ禍により研修生の来日時期が見通せない状況のため、具体的な実施時期は想定しておりませんが、2021年度第4四半期(1月～3月)になる可能性もあると考えます。
12	P25.第3章、第7条(5) 現地講師育成について	対象となる現地講師は何名想定しているか。どのような条件で現地講師を選定するのか。(UJC職員も対象か)	合計6名程度で、現地講師の対象分野の内訳は、経営戦略1名、人材管理1名、生産管理1名、ビジネスプラン1名、コンサルティング2名を想定しています。対象者は講師経験のある方、もしくは現在日本人講師の通訳兼アシスタントで、今後講師となる候補者が考えられます。選定基準については、ご提案があれば記載いただければと考えております。なお、UJC職員は対象として想定しておりません。
13	P25.第3章、第7条(7) E-learning事業の企画・実施	「コンテンツの企画・開発・運用に係るUJC職員の育成を行う。」とあるが、コンテンツ開発について、UJC内部で開発することを想定しているか、もしくは、UJC内部で企画を行い、外部に委託して開発することを想定しているか。	UJC内部での開発と外部への委託、どちらの方法も検討可能ですが、内部でのコンテンツ開発には技術的に高い専門性が必要となるため、UJCとも協議しながら、企画はUJCが行い、技術的な開発は外部委託するなど、現実的な方法を選択することを想定しております。

14	同上	「コンテンツの企画・開発・運用に係る UJC 職員の育成を行う。」とあるが、コンテンツの開発のための内部要員の追加や外部委託の費用などは、「第6条 実施方針及び留意事項(8)現地活動費用の切り分け」に明記されていないが、必要に応じて UJC 内部で確保されると考えてよいか。	コンテンツ開発にかかる費用は、必要に応じて、プロジェクト予算など、UJC 内部で確保する想定です。
15	同上	「コンテンツの企画・開発・運用に係る UJC 職員の育成を行う。」とあるが、のコンテンツ開発を、外部委託して開発する場合、その仕様書作成、業者選定、入札作業などについても技術移転の対象となるか。	対象となります。外部委託を活用してコンテンツを開発する場合、UJC 職員が発注に関する技術を習得することも、将来自立的にコンテンツの品質管理を行う上で、重要であると考えます。
16	同上	「コンテンツの企画・開発・運用に係る UJC 職員の育成を行う。」とあるが、LMS の運用を行う IT 技術者が UJC 内部に配置されていると考えてよいか。もしくは、技術者の配置や外部リソースの利用提案も業務の範囲になるか。	現在 UJC には IT 技術者が 1 名おりますが、質問 13 の回答の通り、UJC とも協議の上、現実的な方法を検討することを想定しております。
17	同上	「Moodle を試行的に利用することを予定しているが、コンサルタントは他日本センターの好事例や教訓なども UJC の E-learning の運用改善に活用する。」とあるが、Moodle の基本的な操作・運用等はすでに UJC 内で習得済みと考えてよいか。もしくは、基本的な操作・運用に	LMS(Moodle など)の基本的な操作・運用については、現行フェーズ期間中に習得することを予定しております。

		についても本業務の技術移転対象となるか。	
18	P28.第3章、第8条 報告書等 P29.第4章、(1) 業務工程に示されている第1期、第2期の期間	29 ページにも、第1期、第2期と各期の期間は明記されているが、各年次の期間は明示がありません。以下の想定(1年次の期間が短い)が正しいかご確認ください。 第1期:2021年8月～2023年12月 1年次:2021年8月～2021年12月 2年次:2022年1月～2022年12月 3年次:2023年1月～2023年12月 第2期:2024年1月～2025年12月 4年次:2024年1月～2024年12月 5年次:2025年1月～2025年12月	ご理解の通りです。プロジェクト期間は2025年11月まで、契約履行期間は2025年12月までとなります。
19	P28.第3章、第8条 報告書等	業務計画書の提出時期が、契約締結後10営業日以内とあるが、「第7条(1)業務計画書の作成・協議」で、業務計画書(案)を基に関係各所と協議、意見交換を行い、その結果を踏まえた上で修正版を作成し最終化する、となっている。このため、業務計画書の提出時期を変更して提案することは可能か。	業務計画書の提出時期は、業務実施契約約款で規定されているため、変更はできません。業務計画書は基本的にはご提出いただくプロポーザルを基に、契約締結前に行う契約交渉の過程で協議した内容を反映いただく形になりますので、10営業日以内という期間は問題ないと考えます。
20	同上	各コース実施計画書案の提出時期が コース実施計画書案／提出時期	1月からの開始される次年次の計画に支障がないと考えられる範囲であれば、提出時期変更の提案も可能です。その際には、ご提案の理由についても記載をお願いいたします。

		<p>第2年次分／1年次 2021年9月 第3年次分／2年次 2022年9月 第4年次分／3年次 2023年9月 第5年次分／4年次 2024年9月 と記載されている。</p> <p>コース実施計画案は各年次が始まる月より、4か月程度前に提出が求められている。この提出時期を変更して提案することは可能か。</p>	<p>9月を提出時期としている理由は、講義内容の準備・講師の調整、受講者の募集期間などの準備を、翌年1月の新年次までに行うことを想定し、早めに設定しております。</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

以上